

諸外国の事例

	アメリカ	フランス	スウェーデン	シンガポール	韓国
カード名称	SSNカード(社会保障番号証)	ヴィタルカード(Carte Vitale)	国が発行するIDカードはない。個人が発行費用を負担して、個別に銀行・郵便局等に申請。	国民登録番号証(NRIカード)	住民登録証
交付対象	本人の申請に基づき発行されるため、義務的なものではないが、ほとんどのアメリカ国民が取得。そのほか、労働許可を得てアメリカ国内に居住する資格を有する外国人も取得可能。	疾病保険の被保険者(16歳以上) ※ 16歳未満の者は、父親か母親のどちらかのカードを使用	—	● 15歳以上のシンガポール国民(国籍保有者) ● 永住権保有者 ● 就労許可を取得してシンガポールに在住している外国人	17歳以上の全ての国民
媒体	紙	ICカード	—	プラスチックカード	プラスチックカード
カード券面記載事項	● SSN ● 氏名(印字) ● 署名欄	● NIR(住民登録番号) ● カード発行番号 ● 発行年月日 ● 氏名 (ICチップには以下の情報が記録されている。) ● NIR(住民登録番号) ● 氏名 ● 加入する疾病保険制度の名称 ● 加入する疾病保険金庫の名称・登録支所 ● 扶養家族の氏名 ● 法定給付及び補足的給付への受給権情報	—	● NRIC番号(国民登録番号) ● 氏名 ● 人種 ● 生年月日 ● 出生国 ● 性別 ● カード発行番号 ● バーコード ● NRIC番号 ● 指紋 ● 国籍 ● 血液型 ● 住所 ● カード発行日	● 住民登録番号 ● 氏名 ● 住所 ● 発行日 ● 顔写真 ● 指紋 ● 住民登録機関名 ● 血液型(希望制)
主な用途	SSNが行政・民間の両方で幅広く利用されている。 ● 年金の受給資格管理 ● メディケアの受給資格管理 ● 医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求 ● 個人所得税納付管理 ● 各種契約における個人認証・身元調査・信用履歴確認等	● カードは、疾病保険の被保険者証として使用(医療費の償還手続の効率化・迅速化を図ることが目的) 番号は、 ● 年金被保険者の情報管理 ● 医療保険被保険者の情報管理 ● 税務	警察や銀行、郵便局が本人の申請に基づき、IDカードを発行している。銀行口座の開設、ローン契約等の際にIDカードを提示することが求められる。 番号の用途としては、 ● 年金の受給資格管理・受給申請、保険料納付状況管理、年金通知送付 ● 医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求、ヘルスDBの構築 ● 医療保険、福祉、失業保険、労働市場庁、奨学金庁との併給調整 ● 雇用主との併給調整(傷病給与、傷病手当) ● 税務 ● 各種行政サービス全般の本人確認・個人認証等に広く使用	NRIカードは、官民を問わず、広く本人認証書類として用いられている。民間での利用としては、銀行口座の開設、保険商品の購入、不動産賃貸契約等の際に、NRIカードを提示するか、NRIC番号を申告することが求められる。 番号の用途としては、 ● 官民間問わず個人認証手段として広く使用 ● CPF(中央積立基金)の口座番号、加入・拠出情報の蓄積管理、口座残額明細書の送付・CPF口座の照会及びCPFに関する諸変更手続をWEB上で行う場合のログインID ● 税務	住民登録証は、官民を問わず、広く本人確認書類として用いられている。行政機関への各種申請の際に住民登録証の提示が求められる。民間領域においても、ほぼ全ての取引・契約において、住民登録証の提示・提出が求められる。 番号の用途としては、 ● 官民間問わず個人認証手段として広く使用されるほか、電子政府「民願システム」の個別機能を担うシステムにおける個人情報管理番号及びログインID等として利用 ● 年金の受給資格管理 ● 保険加入単位に付番される医療保険番号の下で個人単位の情報を管理するための管理番号 ● 税務
番号名称	SSN(社会保障番号)	NIR(住民登録番号)	PN(個人番号)	NRIC番号(国民登録番号)	住民登録番号
番号の構成	9桁の数字 (地域、発行グループ、連番)	15桁の数字 (性別、出生年・月、出生地県番号・自治体番号、証明書番号、チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、生誕番号、チェック番号)	2つのアルファベットと7桁の数字 (発行世紀、出生年、連番、チェックデジット)	13桁の数字 (生年月日、出生世紀別性別コード、生誕番号、チェック番号)
番号導入年	1936年	1941年	1947年	1948年	1968年
付番対象者の範囲	本人の申請に基づき発行されるため、義務的なものではないが、ほとんどのアメリカ国民が取得。そのほか、労働許可を得てアメリカ国内に居住する資格を有する外国人も取得可能。	● フランスで生まれた全ての人 ● フランスの社会保障制度利用者 原則、出生時に付番されるが、外国人等は就職・受診時に申請	● 全てのスウェーデン国民 ● 1年以上の長期滞在者 原則、出生時に付番されるが、外国人等は入国後の住民登録時に申請	● 15歳以上のシンガポール国民(国籍保有者) ● 永住権保有者 ● 就労許可を取得してシンガポールに在住している外国人 出生時に付番される出生証明書番号が15歳到達時にNRIC番号となる。外国人の場合は、本人の申請により付番。	全ての国民
付番号維持管理機関	社会保障庁(SSA)	国立統計経済研究所(INSEE)	国税庁	入国管理局・通関局(ICA)	行政自治部
付番・カード発行の財源	● 全て、社会保障庁の予算で賄われる ● 個人負担はなし	● ヴィタルカードの発行は、疾病保険金庫の予算で賄われる ● 付番管理費は、INSEE及び年金保険金庫の予算で賄われる	● 全て、国税庁の予算で賄われる	● 主にICAの予算で賄われる ● NRIカード発行時の個人負担あり	● 行政自治部の予算で賄われる ● 個人負担なし
番号の民間利用	特に制限なし	NIR(住民登録番号)の使用には、CNILの許可が必要ほとんど認められていない	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし
個人情報保護方策	「Privacy Act」において行政機関の個人情報管理を規定するほか、「社会保障法」「内国歳入法」等の連邦法及び州法で分野毎、地域毎に規定	情報と自由に関する国家委員会(CNIL)がNIR(住民登録番号)を利用できる機関、利用目的・範囲を決定	1998年個人情報法及び機密保持法により個人情報の取り扱い等を規定。これは官民間問わず適用される。このほか、個人情報管理の監査機関としてデータ検査院が存在。	個人情報保護の規定がある個別法はあるが、個人情報保護に関する総合的な法律はなく、現在、法制化を検討中	個人情報保護に関する法律はなく、法制化を検討中。 住民登録法及び社会保障基本法等の個別法内では個人情報保護のための規定がある。

※ ドイツには統一番号はなく、社会保険番号、疾病保険に被保険者番号、失業保険・社会扶助で用いる管理番号、労災保険の管理番号、身分証明書番号等多様な番号が存在
【出典】諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査報告書(平成19年1月 株式会社社野村総合研究所)